

5月は軽自動車税の納付月です

軽自動車税は4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。

4月2日以降に廃車手続きをされても、その年度の軽自動車税は課税されますのでご注意ください。

納税通知書は5月中旬に郵送します。(納期限は5末日です)



税額および登録等の申請場所

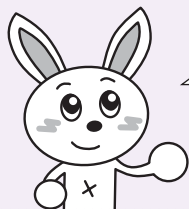
車 種		税 額	申 請 場 所	
原動機付自転車	原付第一種 (50cc以下)	1,000円	各庁舎総合窓口課または 員弁庁舎課税課	
	原付第二種 (50cc超90cc以下)	1,200円		
	原付第二種 (90cc超125cc以下)	1,600円		
	ミニカー	2,500円		
小型特殊自動車	農耕用	1,600円		
	その他	4,700円		
軽二輪 (125cc超250cc以下)		2,400円	最寄りの軽自動車協会 059-234-8611 (三重県)	
軽三輪 (660cc以下)		3,100円	最寄りの軽自動車検査協会 059-234-8431 (三重県)	
軽四輪 (660cc以下)	乗 用	自家用		7,200円
		営 業		5,500円
	貨 物	自家用		4,000円
		営 業	3,000円	
二輪の小型自動車 (250cc超)		4,000円	最寄りの運輸支局 050-5540-2055 (三重県)	

軽自動車税の減免手続き

心身に障害のある方が所有する軽自動車等について、課税を減免する制度があります。(1人1台に限ります。また、すでに自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません。)

減免の申請は、納期限の7日前までに各庁舎総合窓口課または員弁庁舎課税課で手続きしてください。詳しくは員弁庁舎課税課へお問い合わせください。

5月31日(木)は軽自動車税の納期限です



お忘れのないようお納めください。

☎員弁庁舎 納税課 ☎74-5803 ☎74-5859



伊藤 あゆみさん